



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第62号)

配信日 平成25年10月18日

長崎県消費生活センターからの情報です。

### まだ続く、県庁を名乗る還付金詐欺の電話!!

〈相談事例〉

今日(10月16日)、県庁の社会保険事務局を名乗って、「平成20年から24年までの医療費の過払い金48,680円の還付のため、緑色の封筒を送ったが手続きがされていない。

今日が期限なので至急スーパーマーケットのATMで手続きしてほしい」という電話があった。怪しい電話なので情報提供する。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 10月10日付けで同様の通信を発信しましたが、その後も県庁の代表電話、長崎市消費者センターにも還付金詐欺の相談が多数寄せられています。
- 自治体職員や社会保険事務所の職員を装って「医療費、保険料を払い過ぎているため還付します」と電話をかけ、お金を騙し取る手口です。
- 還付金詐欺の手口は、携帯電話を持ってATMへ行くよう誘導され相手の指示通りに操作すると、還付金を受け取る手続きと誤解させて、実際には、振り込みをさせるものです。また、相手に考える暇を与えないように手続きを急がせます。
- 還付金をATMで返還することはありません。また、口座番号や住所など個人情報も聞かれても絶対に教えないください。
- 公的機関などを名乗る不審な電話を受けたら、その時、教えられた電話番号でなく必ず担当課へ確認をしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日~金曜日)…午前10時~午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時~午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)